



改 正 後	改 正 前
<p>(住宅等の取得のための貸付けであるかどうかの判定)</p> <p>29 - 5 .....</p> <p>(注) 同条第1項又は第2項に規定する者から新たに受けた資金の貸付けが、従前の住宅資金の借入金を消滅させるためのいわゆる借換えであることが明らかであり、かつ、当該新たに受けた貸付けによる資金を住宅等の取得に充てるとしたならば同条に定める要件を満たす住宅資金に該当することとなるときは、当該新たに受けた資金の貸付けに係る経済的利益等について同条の規定を適用して差し支えない。</p> <p>(低利貸付け等による経済的利益で課税の特例が適用されるもの)</p> <p>29 - 10 措置法第29条第1項の適用対象となる同項の適用期限の末日(以下この項において「非課税制度の適用期限の末日」という。)までの間に係る経済的利益とは、.....</p> <p>(1) ..... 非課税制度の適用期限の末日.....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....非課税制度の適用期限の末日.....</p> <p>ロ .....非課税制度の適用期限の末日.....</p> <p>(低利貸付け等の場合の利息負担基準額の計算)</p> <p>29 - 11 .....基準利率.....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....基準利率(.....月割基準利率).....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....基準利率(.....月割基準利率).....</p> <p>ロ .....月割基準利率.....</p>	<p>(住宅等の取得のための貸付けであるかどうかの判定)</p> <p>29 - 5 .....</p> <p>(低利貸付け等による経済的利益で課税の特例が適用されるもの)</p> <p>29 - 10 措置法第29条第1項に規定する経済的利益で昭和41年4月1日から平成12年12月31日までの間に係るものとは、.....</p> <p>(1) ..... 昭和41年4月1日から平成12年12月31日.....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....昭和41年4月1日から平成12年12月31日.....</p> <p>ロ .....昭和41年4月1日から平成12年12月31日.....</p> <p>(低利貸付け等の場合の利息負担基準額の計算)</p> <p>29 - 11 .....年3パーセントの利率.....</p> <p>(1) .....</p> <p>.....年3パーセント(.....月0.25パーセント)の利率.....</p> <p>(2) .....</p> <p>イ .....年3パーセント(.....月0.25パーセント)の利率.....</p> <p>ロ .....年3パーセントの利率.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 利子補給金についての課否の判定 )</p> <p>29 - 19 ..... 「<u>基準利率</u>.....」.....<u>基準利率</u> ( .....<u>月割基準利率</u> )</p> <p>.....</p> <p>( 1 ) .....</p> <p>( 2 ) .....</p> <p>( 注 ) 1 ..... 2 .....</p> <p>( 利子補給金のうち課税される部分の金額の簡易計算 )</p> <p>29 - 22 .....</p> <p style="text-align: right;">当該借り受けた住宅資金に付されて — <u>基準利率</u> ( % )</p> <p>その利子 ( A ) の計算の基礎とされた期間に対応する当該借り受けた住宅資金の利子の額 × <math>\frac{\text{当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( \% )}}{\text{当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( \% )}}</math></p> <p>( 注 ) 1 「 当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( % ) — <u>基準利率</u> ( % )</p> <p style="text-align: right;">..... により算出した数値</p> <p style="text-align: center;">当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( % )</p> <p>に小数点以下 6 位未満の端数がある場合には、これを切り上げる。</p> <p>2 .....</p> <p>3 ..... 「<u>基準利率</u> ( % )」..... 「<u>月割基準利率</u> ( % )」.....</p> <p>4 ..... 「<u>基準利率</u> ( % )」.....</p> <p>( 金融機関等以外の者に支払う利子に係る利子補給金 )</p> <p>29 - 24 .....<u>措置法規則第 11 条の 2 第 3 項</u>.....</p>	<p>( 利子補給金についての課否の判定 )</p> <p>29 - 19 ..... 「<u>年 3 パーセントの利率</u>.....」.....<u>年 3 パーセント</u>.....</p> <p>... ( .....<u>月 0.25 パーセント</u> ) の利率.....</p> <p>( 1 ) .....</p> <p>( 2 ) .....</p> <p>( 注 ) 1 ..... 2 .....</p> <p>( 利子補給金のうち課税される部分の金額の簡易計算 )</p> <p>29 - 22 .....</p> <p style="text-align: right;">当該借り受けた住宅資金に付されて — <u>3 %</u></p> <p>その利子 ( A ) の計算の基礎とされた期間に対応する当該借り受けた住宅資金の利子の額 × <math>\frac{\text{当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( \% )}}{\text{当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( \% )}}</math></p> <p>( 注 ) 1 「 当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( % ) — <u>3 %</u></p> <p style="text-align: right;">..... により算出した数値に小数点</p> <p style="text-align: center;">当該借り受けた住宅資金に付されている年利率 ( % )</p> <p>以下 6 位未満の端数がある場合には、これを切り上げる。</p> <p>2 .....</p> <p>3 ..... 「<u>3 %</u>」..... 「<u>0.25 %</u>」.....</p> <p>4 ..... 「<u>3 %</u>」.....</p> <p>( 金融機関等以外の者に支払う利子に係る利子補給金 )</p> <p>29 - 24 .....<u>措置法規則第 11 条の 2 第 2 項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅等を賦払の方法により低額で譲り受けた場合)</p> <p>29 - 27 .....措置法第29条第3項に規定する同項の適用期限の末日.....同項 .....</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>(住宅等を賦払の方法により低額で譲り受けた場合)</p> <p>29 - 27 .....昭和56年1月1日から平成12年12月31日.....措置法第29条第3 項.....</p> <p>措置法第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税》関係</p> <p>(売委託)</p> <p>37の11 - 1 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、売買の媒介、 取次ぎ若しくは代理の委託又は売出しの取扱いの委託をいうことに留意する。</p> <p>(他の証券業者等を通じて行う譲渡)</p> <p>37の11 - 2 措置法第37条の11第1項第1号に規定する証券業者又は銀行が、同項に 規定する株式等の譲渡(以下37の11 - 9までにおいて「上場株式等の譲渡」とい う。)をしようとする者から売委託を受け、他の証券業者を通じて譲渡した場合で あっても、同項に規定する税務署長へ提出する源泉分離課税選択申告書等の經由先 である証券業者の営業所等及び同条第2項の規定により源泉徴収を行うべき者は、 上場株式等の譲渡をしようとする者から売委託を受けた証券業者又は銀行であるこ とに留意する。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等の譲渡の対価の額の邦貨換算)</p> <p>37の11 - 3 措置法第37条の11第2項に規定する譲渡利益金額の計算に当たり、上場 株式等の譲渡の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨で支払うこととされ ている場合の当該譲渡利益金額は、外貨で表示されている当該対価の額につき証券 業者と上場株式等の譲渡をする者との間の外国証券の取引に関する外国証券取引口 座約款において定められている約定日におけるその支払をする者の主要取引金融機 関(その支払をする者がその外貨に係る東京外国為替市場の対顧客直物電信買相場 を公表している場合には、当該支払をする者)の当該外貨に係る東京外国為替市場 の対顧客直物電信買相場(以下この項において「電信買相場」という。)により邦貨 に換算した金額によることとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 廃 止 )</p> <p>( 廃 止 )</p>	<p>(注) 外貨で表示されている上場株式等の譲渡対価の額を外貨により支払うこととされている場合においても、上記の約定日における電信買相場により邦貨に換算した金額によることとする。</p> <p>( 現渡しの方法による決済を行った場合の譲渡 )</p> <p>37の11 - 4 証券取引法 ( 昭和23年法律第25号 ) 第 161条の 2 第 1 項《信用取引等における保証金の預託》の規定による信用取引又は発行日取引の方法により上場株式等の売付けを行った場合において、いわゆる現渡しの方法による決済を行ったときは、当該売付けに係る上場株式等の譲渡は、措置法第37条の11第 4 項第 3 号に規定する譲渡に該当することに留意する。</p> <p>( 信用取引等に係る差益の計算 )</p> <p>37の11 - 5 措置法第37条の11第 4 項第 1 号に規定する差益に相当する金額の計算に当たり、同号に規定する取引 ( 以下37の11 - 6 までにおいて「信用取引等」という。)の方法により上場株式等の買付け又は売付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者に支払う又は証券業者から支払を受ける次のものについては、それぞれ次に掲げるところによることに留意する。</p> <p>(1) 買付けを行った者が証券業者に支払う買委託手数料、委託手数料等に係る消費税、名義書換料及び金利に相当する額は、措置法令第25条の 9 第 3 項第 3 号に規定する「その他当該信用取引等に伴い直接要した費用の額」に算入する。</p> <p>(2) 買付けを行った者が証券業者から支払を受ける品貸料の額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</p> <p>(3) 売付けを行った者が証券業者から支払を受ける金利に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額に算入する。</p> <p>(4) 売付けを行った者が証券業者に支払う買委託手数料、委託手数料等に係る消費税及び品貸料の額は、同号に規定する「その他当該信用取引等に伴い直接要した費用の額」に算入する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(5) <u>買付けを行った者が証券業者から支払を受ける配当落調整額及び引受権価額に相当する額は、買付けに係る上場株式等の取得価額から控除し、売付けを行った者が証券業者に支払う配当落調整額及び引受権価額に相当する額は、上場株式等の譲渡に係る収入金額から控除する。</u></p> <p>(注) <u>配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、引受権価額とは、信用取引等に係る株式につき新株引受権が付与された場合において、証券業者が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。</u></p> <p>(信用取引等の決済の日後に授受される配当落調整額)</p> <p>37の11 - 6 <u>措置法第37条の11第4項第1号に規定する差益に相当する金額を計算する場合において、信用取引等の決済の日後に配当落調整額の授受が行われると見込まれるときは、次によることとする。</u></p> <p>(1) <u>当該配当落調整額は、当該決済の日の現況により適正に見積った金額とする。</u></p> <p>(2) <u>(1)により見積った配当落調整額と実際に授受された配当落調整額とが異なった場合には、実際に授受された配当落調整額により差益に相当する金額について再計算を行い、既に徴収している源泉所得税額との間に過不足税額が生じたときは、当該配当落調整額を授受する際に、当該過不足税額を徴収し又は還付するものとする。</u></p> <p>(注) <u>配当落調整額については、当該配当落調整額の基となった上場株式等の譲渡に係る源泉分離課税選択申告書の効力が及ぶことに留意する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p>(源泉分離課税選択申告書の提出期限)</p> <p>37の11 - 7 <u>措置法第37条の11第6項に規定する「上場株式等の譲渡の時」とは、上場株式等の譲渡に係る株式等の決済が行われた日をいうから、源泉分離課税選択申告書は、同日までに提出すればよいことに留意する。</u></p> <p>なお、証券取引法第161条の2第1項の規定による信用取引の方法により上場株式等の売付けを行う場合における当該売付けに係る措置法第37条の11第6項に規定</p>



改 正 後

( 廃 止 )

改 正 前

( 源泉分離選択課税に関する異動届出書 )

37の11 - 10 措置法規則第18条の12第1項に規定する届出書の標準的な様式は、次に定める様式とする。

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税  
に関する異動届出書

税務署長殿

平成 年 月 日

フリガナ 住 所	----- TEL
フリガナ 氏 名	----- 印

源泉分離課税選択申 告書を提出した証券 業者の営業所等	所在地	
	名 称	

下記の事項につき異動がありましたので、届け出ます。

異動事項	異動前	異動後
フリガナ 住 所	-----	-----
フリガナ 氏 名	-----	-----
( 摘要 )		

源泉分離課税選択  
申告書を提出した  
証券業者の営業所  
等の受領日付印



改 正 後

( 廃 止 )

改 正 前

( 源泉分離選択課税に関する死亡届出書 )

37の11 - 11 措置法規則第18条の12第2項に規定する届出書の標準的な様式は、次に定める様式とする。

上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税  
に関する死亡届出書

税務署長殿

平成 年 月 日

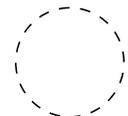
相 続 人	フリガナ 住 所	----- TEL
	フリガナ 氏 名	----- 印

源泉分離課税選択申 告書を提出した証券 業者の営業所等	所在地	
	名 称	

下記の被相続人につき相続の開始がありましたので、届け出ます。

被 相 続 人	フリガナ 住 所	-----
	フリガナ 氏 名	-----
	死亡年月日	年 月 日

源泉分離課税選択  
申告書を提出した  
証券業者の営業所  
等の受領日付印



( 摘要 )

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第41条の18《ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例》 関係</p> <p>(ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定)</p> <p>41の18 - 2 .....措置法令第26条の23第1項.....</p> <p>(飲食をする場所の意義)</p> <p>41の18 - 3 措置法令第26条の23第1項.....</p> <p>附 則</p> <p><u>(経過的取扱い(1).....住宅等の取得のための貸付けであるかどうかの判定に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この通達による改正後の29 - 5注書の取扱いは、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第120号)附則第7条の規定により改正後の規定が適用されることとなる経済的利益又は利子補給金等について適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い(2).....上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する改正通達の適用時期)</u></p> <p>この通達により廃止された37の11 - 1から37の11 - 11までの取扱いは、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第9号)附則第15条第2項の規定により、なお効力を有するものとされる平成13年3月31日までの間に行う上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等について、なお効力を有するものとする。</p>	<p>措置法第41条の18《ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例》 関係</p> <p>(ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定)</p> <p>41の18 - 2 .....措置法令第26条の20第1項.....</p> <p>(飲食をする場所の意義)</p> <p>41の18 - 3 措置法令第26条の20第1項.....</p> <p>(新 設)</p>